

教会形成の重要な文書です。教会の予算を検討する際に、ぜひ皆で共有いたしましょう

牧師給支援規程付表送付にあたって

・・・ 宣教部からのお願い ・・・

第2回理事会で承認された「牧師給支援規程付表」は、連盟の支援を実施するために設けています。各教会がこの表を牧師給の参考にされる場合は、次のことにご注意ください。

- ① この表は、各個教会の牧師の給与を一律に定めるものではありません。あくまで参考としてお使い下さい。
- ② この表は、牧師の給与についてのみ書かれています。牧師を招聘する場合、一般社会でもそうであるように、給与以外の福利厚生等々を考える必要があります。

< 給与を大切に考える姿勢を！ > * * * * *

バプテスト教会では牧師は「身分」ではなく「職分」として理解しています。ですから、牧師には教会が託する「職分」にふさわしい待遇が考えられるべきでしょう。一般社会の基準からかけ離れて、著しく低いものであってはなりません。また、福利厚生も含めて整備しましょう。牧師をどのように処遇するかは一般社会から教会の信仰姿勢が問われることでもあります。み言葉を取次ぎ、信仰および教会生活の指導をする人として大切に処遇することを心がけましょう。また、牧師の給与によっては、生活費等のために牧師が教会以外の仕事で働く場合があるかもしれません。その場合も、牧師のプライバシーの部分の最大限大切にしながら、教会と牧師が互いに理解し合っていくように努めましょう。そして、牧師を十分に処遇することができる教会になっていけるよう皆で祈り、共に働きましょう。

< 厚生年金に加入しましょう！ > * * * * *

第55回定期総会で、連盟の教役者退職年金制度は年金部分の見直しをし、すべての教会・伝道所が厚生年金制度に加入することになりました。引退後の牧師家族の生活のために、教会・伝道所はすべて厚生年金制度に加入しましょう。加入について分からないことは連盟総務部にお気軽にご連絡ください。また、厚生年金は事業所（教会）が拠出金の半額を負担する制度で、法人格を持っている教会は加入が法的に義務づけられています。なお、連盟の「教役者退職一時金」の制度は継続していますので、教会・伝道所の毎年度の拠出金の予算化および拠出も従来通り必ず行ってください。（参照：連盟教役者退職金規程等）

< 転任・退職に伴う慰労金を準備しましょう！ > * * * * *

牧師が転任や退職をする場合、これまでの働きへの感謝を表し、連盟の教役者退職一時金とは別に、教会・伝道所で慰労金を贈ることを考えましょう。連盟の教役者退職一時金は、転任の場合には支給されません。また、牧師は住居を持っていない場合が多いため、転任や退職の際、新しい生活確立のために多くの費用が発生します。これまでの働きに感謝すると同時に、その教会で働きを終えた牧師の生活が不安定になることがないように、慰労金をもって支えることをご検討ください。牧師給の0.5～1.0ヶ月分を毎年度積み立てることが、一つの目安です。

< 必要経費を予算化しましょう！ > * * * * *

牧師の職務費（研修・図書費、牧会のための交通・車両・交際費）は予算化しましょう。牧師館が無い場合、牧師のための住まいの家賃は教会が負担すべきです。また牧師館が敷地内にある場合は、24時間体制で維持・管理業務も牧師が引き受けることになります。この場合、牧師の働きが過重になり、牧師や牧師家族の負担も大きくなります。執事／役員会、並びに教会全体で牧師の日常への支えを考えましょう。厳しい教会財政のために牧師給も少なく、しかも牧師にフルタイムの活動を求めるといったあり方は牧師や牧師の家族の生活にしわ寄せを及ぼすだけでなく、喜びに満ちた教会形成は望めません。牧師招聘の恵みと責任を認識しましょう。

2023年度連盟牧師給支援規程(付表)

適用期間 2023年4月1日から2024年3月31日まで

この付表は連盟施策の活動を実行するにあたり、牧師給の算定基準として設けられているものです。

【1. 基本給】

規程第6条一別表(1)給与表

(単位:円)

号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額
0	197,100	9	278,500	18	360,300	27	400,500
1	202,300	10	290,700	19	366,100	28	403,800
2	209,000	11	302,600	20	371,400	29	404,100
3	215,800	12	313,600	21	376,300	30	404,400
4	225,800	13	322,300	22	380,900	31	404,700
5	235,700	14	331,100	23	385,000	32	405,000
6	245,000	15	339,700	24	389,300	33	405,300
7	255,600	16	346,800	25	393,100	34	405,600
8	267,000	17	353,700	26	396,700	35	405,900

(注)

1. 牧師経験通算5年以上の牧師の場合は、「毎年4月1日現在の満年齢-25」を以って「号俸数」とする。
2. 牧師経験通算5年未満の牧師の場合は、経験度を給与に反映させるために、「毎年4月1日現在の満年齢-25」に5分の4を乗じたもの(小数点以下切捨て)を以って「号俸数」とする。
3. ただし牧師の満年齢が満25歳以下の場合には満25歳と見なして計算するものとする。
4. 2021年4月時点で満60歳以上の場合は昇給しないが、牧師経験通算5年以上による号俸数の適用は行うものとする。

【2. 扶養家族手当】

規程第7条一別表(2)扶養家族手当表

配偶者		6,500	
子		10,000	子・孫・弟・妹;満22歳に達した日以降の最初の3月31日までの間。
父・母 祖父・母 弟・妹・孫	二人まで	6,500	父・母・祖父母;満60歳以上。 但し、満15歳に達した日以降の最初の4月1日から満22歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある子について一人当たり5,000円を加算。
	三人目から	5,500	
心身障がい者		35,000	障害等級2級以上及び同等の者。但し、続柄は上記各項の者に限る。 金額は年齢に制限なく、続柄の区別なく別途に支給する。

(注) 規程第7条に定める扶養親族の該当者は、同居の扶養親族であることを要する他、下記(1.~6.)の各種収入の総和が月額平均 116,666 円、年額 1,400,000 円を越えない者に限る。

1. 当該親族自身の勤労収入等の収入
2. 利子、配当、不動産貸付等の資産収入
3. 償還義務のない奨学金の給付
4. 年金、恩給等の給付
5. 他の親族、知人からの仕送り
6. 当該親族自身のその他の収入

【3. 特別手当】

規程第10条

- * 夏期手当: (基本給+扶養家族手当) * 2. 20ヶ月分を6月に支給する。
- * 冬期手当: (基本給+扶養家族手当) * 2. 20ヶ月分を12月に支給する。

以上